

## 令和7年度第1回一関市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度第1回一関市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和7年5月23日（金） 午後1時から午後1時45分まで
- 3 開催場所 一関市役所 議員全員協議会室
- 4 出席者
  - (1) 委員 岩本孝彦委員（会長）、千葉賢一委員（会長職務代行委員）、千葉哲夫委員、千葉真美子委員、栃沢恵子委員、小野寺伸公委員、吉原睦委員、小笠原慈夫委員、小野寺ヨシ子委員、千田麗子委員、柳平剛委員、田中正彦委員  
※欠席者 秋保茂樹委員、杉内登委員、三浦友美委員
  - (2) 事務局 佐藤善仁市長、菅原稔市民環境部長、大瀬裕子総務部次長兼市民税課長、佐藤宣裕市民環境部次長兼国保年金課長、菅野ゆう子国保年金課長補佐兼国保係長、澤口祐太国保年金課主任主事
- 5 議題  
諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 挨拶  
佐藤市長  
国民健康保険運営協議会は、毎年この時期にいろいろな制度改正があり、議会に提出させていただく前に皆様からご意見を頂戴する場として開催している。  
国民健康保険の医療についてご審議いただく場である。よく昔から「保健」、「医療」、「福祉」がセットで言われているがそうした事業に携わる方々で構成いただいている。  
その「保健」、「医療」、「福祉」であるが、制度がだいぶ厳しくなっている状況である。  
日本の人口構造をみると、戦後すぐに生まれた方々がちょうど75歳になり、団塊の世代として、またその次が第2次ベビーブームでちょうど50歳くらいになる方た

ちだが、その方々の少し後が就職氷河期世代で厳しい時代だった。また介護保険が始まって20年が過ぎたが、介護保険自体もなかなか厳しくなっており、国民健康保険だけを取り上げてみてもいろいろなことの縮図みたいになっている。

国民健康保険は国民皆保険ということで始まったものであるが、国民健康保険加入者も今後、後期高齢の方に移行し、少なくなっていくため、これを支えるのが難しくなってくる。

例えば、広域化というロジックでもってカバーできないかということで広域化が始まりつつあり、課題もあるが期待する部分もある。

一関市の人口は現在10万人の中くらいであるが、多分来年のどこかで10万人を切ることになる。

それでも8万人とか9万人、あるいは7万人ぐらいまで減少していくとそれで十分な状態であれば何とか制度が落ち着くこともあるかと思っている。

本日は、国民健康保険税条例の一部改正について諮問させていただく。先ほど申し上げたが、「保健」、「医療」、「福祉」の様々な分野からご参集いただいているので、それぞれの分野から気づいたことをご指導いただければありがたい。

## 9 諮問

市長から会長に諮問書を手交

## 10 あいさつ

岩本孝彦会長

先ほどの市長のあいさつで、人口構造の話とか国保の構造的な課題が過渡期に来ているという話があった。

本当にその通りであると毎回感じているところである。

2024年は、団塊の世代が全て後期高齢者になる年である。今年の1月の運営協議会の時に石川副市長から最新の人口推計ということで話があり、5年後になると、9万740人と推計されているという話があった。

昨年生まれた子の数は、まだ確定値ではないと思うが、1日1人ぐらいしか生まれないような状況になってきており、本当に大変な状況になっていると感じている。

そのような中で次の世代の社会保障構築に向けて、様々な改革が進められている。

今週からは保険制度改革の関連法案の審議が始まったということだが、この中には、年収106万円の壁の撤廃とか、個人事業者の構成要件的拡大なども盛り込まれている。

令和7年度の税制改正については、本日の審議会にもあるが、国民健康保険税の課税限度額が3万円引き上げられるということで、引上げについては、これで4年連続というところである。

様々な制度改正があるわけだが、今後も健康で安心して暮らせる社会を築くには、制度の改善などの持続可能性の確保というのが大切だろうと感じている。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などは、日常生活に大きな影響を及ぼし、非正規職員、それから個人事業主が多い国保税については影響が大きいと思っているとおりである。

本日は、これらの関連もあるが、先ほど市長から諮問があった、一関市国民健康保険税条例の一部改正についての審議となる。

皆様から忌憚のないご意見をお願いしたい。

## 11 審議内容

### (1) 諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下質疑応答等。

議 長 限度額の引上げが続いているところで、制度改正の考え方が今後どうなっていくのかというあたりについて我々がよくわからない部分でもあるので、周知の仕方も工夫が必要だと思っている。制度改正の状況について少しお話ししてもらおうと質問しやすいかと思う。

事務局 8ページの備考欄に、今後の改正等について記載しているが、令和8年から新たに、子ども・子育て支援金分の事業費納付金を現在納めている医療費分の事業費納付金にプラスして県に納付することとなる。その財源となるのが国保税であるが、令和8年度から、これまでの国保税に追加して子ども・子育て支援金分を被保険者の皆様から徴収することになる。

制度の概要については示されているが、具体的な内容については今後示されることとなる。国の制度として、給与所得控除の引上げや年金改革の被用者保険の対象拡大なども検討されており、被用者保険の拡大により国民健康保険の被保険者が減少することも考えられることから、そういったところも踏まえて、国保税率の検討を進めていかなければいけないと考えている。

議 長 基金残高についても、令和3年度に3年から5年を見通した中で基金は5%程度あればよいという中で税率改正をしていきたいということだった。

また、その基金の使い方と県の第4期国保運営方針の中に保険税の統一を行うという方向が示されている。その中で、社会保険の構成要件が変わり、被用者保険の拡大が行われると、国民健康保険被保険者も減ることとなり、これまで様々な見通しを立てて、税率改正を行ってきたところである。このように状況が変わっていく中で基金の使い方もどのような考え方でいるのか聞いてみたいところもあるが、制度改正もあり現時点での回答は難しいところもあると思う。

委員 令和8年2月通常会議提案予定ということで、その具体的な内容については、いつ頃お示しになれるのか、金額についてもいくらくらいになるのかお伺いする。

事務局 子ども・子育て支援金の概要については県からきているが、具体的な内容についてはこれからということになる。市が県に納める事業費納付金についても県の国民健康保険税水準の統一が示されているところであり、統一に向けた事業費納付金の試算には、市町村への納付金配分において医療費水準をどの程度影響させるかを調整する係数が使われるが、その係数を乗じた事業費納付金の試算が県から示されるのが年度の後半になっている。その事業費納付金の額が国保の特別会計の中で大きく占めており、県から示される納付金の額を反映した形で検討を進めることになるが、令和8年2月通常会議の前にはお示したいと考えている。

委員 承知した。具体的なものが分かって、ご説明できる状況になったらお知らせいただきたい。

事務局 年明けになるかと思うが、ご説明させていただきたいと思う。

## 12 答 申

審議の結果、挙手全員により、諮問のとおり承認された。

## 13 担当課 市民環境部国保年金課